3.1.1.2.　SHEDは、試験車両を格納した際、試験車両の周囲において試験を実施する者が作業を行うことのできる空間を有すること。
3.1.1.3.　SHEDの壁面は、HCを透過しないものであること。
3.1.1.4.　SHEDの１つ以上の壁面には、温度変化が小さい場合、温度変化に起因する圧力平衡状態の変化が起こらないようにするため、柔軟性のある材料を用いること又は必要な装置を備えることとする。
3.1.1.5.　SHEDの壁面は、熱放散をすることのできる構造を有するものとする。
3.1.2.　HC分析計
3.1.2.1.　SHEDには、SHED内のHC濃度を分析するためHC分析計を備えること。
3.1.2.2.　HC分析計の収集管は、SHEDのいずれかの壁面の中央部に取り付け、かつ、HC分析計のバイパス流の配管は、当該バイパス流とSHED内の空気が均一に混合される位置に取り付けること。
3.1.2.3.　HC分析計の使用レンジは、測定、校正及び漏れの確認を適切に行うことができるように選択すること。
3.2.　HC分析計データ記録装置
SHEDには、HC分析計から出力される電気信号を最低１分毎に記録することができるチャート記録計又はデータ処理システムによって同様の出力を記録できる装置（以下「HC分析計データ記録装置」という。）を備えること。この場合において、HC分析計データ記録装置は、ダイアーナルブリージングロス試験及びホットソークロス試験の開始及び終了の時間並びに当該試験の開始から終了までの経過時間を記録できるものであるとともに、全ての記録を永久保存することができるものであること。
3.3.　燃料タンク加熱装置
3.3.1.　燃料タンク加熱装置は、液層部及び気層部を個別に加熱することができる電熱板並びに液層部及び気層部の温度を個別に制御することができる温度コントローラから構成されること。
3.3.2.　電熱板を使用することができない場合にあっては、電熱板以外の熱源を使用することができるものとする。
3.3.3.　燃料タンク加熱装置は、4.3.1.6.により、燃料タンク内の燃料及び燃料蒸発ガスを均等に加熱できるものであること。この場合において、燃料及び燃料蒸発ガスの温度は、燃料タンク加熱装置の温度コントローラにより、4.3.1.6.3.2.の式により算出される温度の±1.7K（±1.7℃）以内に制御されなければならない。
3.3.4.　3.3.3.の条件に適合させることができない場合にあっては、当該条件に適合させることが困難であることを証明しなければならない。
3.3.5.　燃料タンク加熱装置は、燃料タンクが局部的に高温にならないように制御できるものであること。
3.3.6.　燃料タンク内の液層部を加熱する電熱板は、可能な限りタンクの低い位置に取り付け、燃料タンク内の液層部と接する部分の表面積の10%以上を覆うものであること。
3.3.7.　燃料タンク内の液層部を加熱する電熱板の水平方向の中心線の位置は、燃料タンクの底面から燃料液面までの高さの30%以下の高さにあり、かつ、燃料タンク内の燃料液面と可能な限り並行であること。
3.3.8.　燃料タンク内の気層部を加熱する電熱板の水平方向の中心線の位置は、燃料タンク内の気層部の中央の高さ付近にあること。
3.3.9.　温度コントローラは、手動式又は自動式の可変変圧器等であること。
3.3.10.　温度コントローラは、4.3.1.6.3.2の式により算出される燃料の温度及び燃料蒸発ガスの温度を制御できるものであること。
3.4.　温度の測定及び記録
3.4.1.　SHED内の温度記録は、２点で測定した結果の平均値とする。この場合において、温度センサは、SHED内の向き合う側壁において、それぞれの側壁の中心から水平方向に内側約10cmの位置であり、かつ、底面から高さ90±20cmの位置に取り付けられなければならない。
3.4.2.　燃料及び燃料蒸発ガスの温度の測定及び記録は、燃料タンクの容量の50±２%まで燃料を充填した燃料タンク内の液層部及び気層部の中央の高さ付近に備えられた温度センサにより行うこと。この場合において、燃料及び燃料蒸発ガスの温度を測定する温度センサは、燃料タンクの表面から2.5cm以上離すこと。
3.4.3.　液層又は気層が２以上ある場合にあっては、温度センサを燃料タンク内のそれぞれの液層部又は気層部の中央の高さ付近に取り付け、当該液層部又は気層部の温度センサの指示値の平均値を燃料又は燃料蒸発ガスの温度とすること。
3.4.4.　燃料蒸発ガスの試験においては、毎分１回以上温度を記録すること。
3.4.5.　温度記録システムの温度測定の精度は、±1.7K（±1.7℃）以内とし、その分解能は、0.5K（0.5℃）以上とする。
3.4.6.　温度記録システムの時間測定の精度は、±15秒以内とする。
3.5.　ファン等
SHEDには、掃気用及び混合用のファン又はブロア（以下「ファン等」という。）を装備すること。
3.5.1.　掃気用ファン等は、SHEDの扉を開放した状態において、SHED内のHC濃度を周囲のHC濃度にまで下げることができるものであること。
3.5.2.　混合用ファン等は、測定中にSHED内の安定した温度とHC濃度の測定ができるように、0.1$m^3$／s以上0.5$m^3$／s以下の送風能力があること。この場合において、混合用ファン等は、SHED内の試験車両に直接風が当たらないように取り付けなければならない。
3.6.　校正ガス及び燃料ガス
3.6.1.　校正及び測定には、3.6.1.1.から3.6.1.3.までに掲げるガスを使用すること。
3.6.1.1.　高純度空気（純度C１当量が１ppm未満のHC、１ppm未満のCO、400ppm未満の$CO_2$、0.1ppm未満のNO）酸素含有率：18～21vol%
3.6.1.2.　HC燃料ガス（40±２%水素、平衡ヘリウム、C１当量が１ppm未満のHC、400ppm未満の$CO_2$）
3.6.1.3.　プロパン（$C_3H_8$）、純度99.5%以上。
3.6.2.　校正ガスは、プロパン及び清浄な空気の混合気であり、かつ、3.6.2.1.から3.6.2.4.までに掲げる条件に適合するものであること。
3.6.2.1.　校正ガスは、ガス分割器によることができる。
3.6.2.2.　校正ガスの濃度の精度は、表示濃度の±２%以内であること。
3.6.2.3.　ガス分割器による場合は分割される濃度の±２%以内であること。
3.6.2.4.　HC分析計の校正に使用する校正ガスは、フルスケールの50%及び90%と同等なHC濃度の空気及びプロパンの混合気であること。
3.7.　湿度計測装置及び気圧計測装置
3.7.1.　SHEDには、試験区域の相対湿度を±５%の精度で計測できる装置を備えること。
3.7.2.　SHEDには、試験区域の気圧を±0.1kPaの精度で計測できる装置を備えること。
3.8.　代替装置
3.1.から3.7.までにおいて使用する装置を技術的に使用できない場合にあっては、代替装置により同等の結果が得られることを実証することにより、当該装置を使用することができるものとする。